交通安全かわら版

令 和 4 年 6 月 茨城県警察本部交通総務課

NO. 21

~ 夏の交通事故防止県民運動の実施 ~

IOSSUE MINICIPALITY OF THE PROPERTY OF THE PRO

▽□━ララ≫ わすれない ルールと注意と ヘルメット

(特に子供と高齢者)の保護

- 横断歩道は歩行者優先、横断歩道の手前では減速し、歩行者がいる場合は停止して 道をゆずるなど、歩行者の保護を意識した運転をしましょう。
- 子供や高齢者のそばを通る場合は、急な横断などに備え、 十分にスピードを落としたり、安全な間隔をあけるなど、 思いやりのある運転を心がけましょう。
- 歩行者が道路を横断するときは、手を上げて横断する意思を 示し、止まってくれたドライバーに対しては、会釈して感謝の 意を伝えるなど、道路利用者全員が、思いやり、ゆずり合いの心 を持ちましょう。



運動の重点 2

妨害運転や飲酒運転等の

悪質・危険な運転の根絶

- 妨害運転や飲酒運転は悪質な犯罪です。また、スピードの出し過ぎ、 信号無視などの危険運転は重大事故に直結します。
- 令和3年中、茨城県の飲酒運転による死者数は全国ワースト1位。 夏は飲酒の機会も増えますが、飲酒運転は、絶対に禁止です。

運動の重点 3 | 自転車の安全利用の推進

- 「自転車安全利用五則」を守りましょう。
- 自転車を運転中、傘さしやスマートフォンなどを手にして 使用(通話、操作、画面注視)することは禁止です。
 - ※5万円以下の罰金(茨城県道路交通法施行細則)
- 茨城県内の自転車の死傷者数のうち、約7割が交差点で 発生しています(令和3年中)。

交差点では、必ず止まって、左右の安全を確かめましょう。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は 例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを 徐行
- 4 安全ルールを守る
 - ●飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ●夜間はライトを点灯
- ●交差点での信号遵守と一時停止 ・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

夏は暑さに加え行楽による疲労が原因となる交通事故、飲酒運転や無謀運転による交通事故の発生が懸念されます。

県民の皆さん一人ひとりが、交通安全について考え、交通ルールの遵守と交通マナーの向上に取り組むことが、交通事故防止につながります。

交通事故を1件でも減らすために、ご協力をお願いします。



